

江津市合併20周年・市制施行70周年記念事業シンボルマーク使用基準

(目的)

第1条 この基準は、江津市合併20周年・市制施行70周年記念事業(以下「記念事業」という。)に係るシンボルマークの使用に関して定めるものとする。

(種類)

第2条 記念事業に係るシンボルマークは別紙に記載する。

(使用)

第3条 シンボルマークの使用は、以下の範囲とし、記念事業の普及啓発に寄与するものとする。なお、以下の範囲によらない形での使用については市長と協議の上、使用できるものとする。

- (1) 標識、看板、懸垂幕、横断幕、のぼり旗、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、広報紙、封筒、名刺、記念切手等の媒体
- (2) その他、普及啓発が期待できる媒体

(使用申請)

第4条 シンボルマークの使用を希望する者(以下「申請者」という)は、使用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 市長は第4条に規定する申請書を受理したときは、その可否を決定し使用承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により許可するに当たっては、条件を付することができる。

(遵守事項)

第6条 シンボルマークを使用するにあたり、下記の各号を遵守すること。

- (1) デザインを変更して使用しないこと。
- (2) 作成した製作物を商標登録しないこと。
- (3) シンボルマークの機能と品位を損なうことのないよう努めること。
- (4) 使用にあたって要する費用の一切は、使用者が負担すること。

(使用期限)

第7条 使用期限は、令和7年3月15日までとする。

(使用内容の変更等)

第8条 申請書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに市長に報告し、市長の指示に従うものとする。

(使用許可の取消)

第9条 市長はシンボルマークの使用に関して、不適切な使用を行っていると判断した場合は使用許可の取消を命ずることができる。

(使用料)

第10条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

(著作権)

第11条 シンボルマークの著作権は、江津市に帰属する。

(事故、苦情等の処理)

第12条 シンボルマークを使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、申請者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(補足)

第13条 この基準に定めるもののほか、シンボルマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定めることができる。

附 則

この基準は、令和6年6月1日から施行する。

